

## 埋蔵文化財 Q&A

問 1	事業予定地に埋蔵文化財が所在するかどうか知りたいのですが。
答 1	「兵庫県遺跡地図」などを参照の上、埋蔵文化財センターにご照会下さい。
説明	事業者が開発計画を円滑に進めるためには、現在計画中、あるいは将来的に開発を予定している地域に埋蔵文化財が所在しているかどうか、できるだけ早い段階で把握することが必要ですので、開発計画段階からご相談下さい。
問 2	埋蔵文化財が予定地内にありそうですが、まずどうしたらよいですか。
答 2	埋蔵文化財センターと協議するとともに、法で定められた事務手続きを行って下さい。
説明	<p>開発計画策定に際して、埋蔵文化財の地図を参照した結果、埋蔵文化財が予定地内に含まれている可能性がある場合、その位置と範囲が埋蔵文化財包蔵地であるかどうかの確認が必要となります。予定地が埋蔵文化財包蔵地であった場合、文化財保護法（以下「法」という。）の規定に基づく所定の手続きが必要です。法第 93 条及び法第 94 条では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとするときは、事業者が県教育長宛に届出・通知を行うことが義務づけられており、この届出・通知に対する指示事項にしたがって、事業者は埋蔵文化財の保護に係る必要な手続きを行うこととなります。</p> <p>また、予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、遺跡の存在する可能性がある場合についても、埋蔵文化財センターに相談して下さい。</p>
問 3	開発予定地内の埋蔵文化財の取扱いは、県・市のどちらに照会したら良いですか。
答 3	国・県事業は県教育委員会へ、市・民間事業は市教育委員会へ照会して下さい。
説明	開発事業の主体者によって、県または市教育委員会が、埋蔵文化財発掘調査を分掌しています。県教育委員会は、国及び県関係の機関による開発事業を対象とします。市教育委員会は、市事業及び民間による開発行為を対象とします。

## 埋蔵文化財 Q&A

問 4	埋蔵文化財包蔵地を避けて開発しようと思っっていますが、どうしても避けられません。
答 4	早急に埋蔵文化財センターと具体的な調整・手続きを進めてください。
説明	<p>開発を行う場合の法規制の一つとして、文化財保護法があります。事業予定地に埋蔵文化財が所在した場合には、その保護について必要な措置を講じなければなりません。事業者としては可能な限り埋蔵文化財を避けながら計画を立てながらも、やむを得ず埋蔵文化財包蔵地で工事を行わなければならない場合もあるでしょう。埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で、重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものとされていますが、これを現状のまま保存できなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって埋蔵文化財の記録を保存することとなっています。</p> <p>また、特に重要な文化財が発見された場合には、その保存について改めて協議していただかなければいけません。いずれにしても、文化財保護の観点からは、可能な限り埋蔵文化財を避けた開発計画が望ましいといわざるを得ません。</p>
問 5	開発予定地に埋蔵文化財が所在する場合の事務手続きはどうするのですか。
答 5	法第 93 条及び 94 条の規定に基づく手続きを行い、県教育委員会教育長の指示に従ってください。
説明	<p>開発事業は様々な場所で頻繁に行われていますので、何らかの形で埋蔵文化財と係わることがしばしばあります。開発の主体者が民間であるか国等の公共機関であるかで手続きが異なりますが、民間の場合には、法第 93 条の規定に基づき、埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う 60 日前までに届け出ることが義務づけられています。国等の公共機関の場合には、同じく法第 94 条の規定に基づき、開発計画を策定に当たって、あらかじめ、県教育委員会教育長に通知しなければなりません。埋蔵文化財の取扱いについては、当該地を現状で保存することが不可能な場合には、次のいずれかの指導に従うことになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事着手前に発掘調査を行うこと</li> <li>(2) 工事中に教育委員会等の埋蔵文化財担当職員が立ち会うこと</li> <li>(3) 埋蔵文化財に影響を与えないように慎重に工事を実施すること</li> <li>(4) その他（確認調査等を実施し、取扱いについて協議することなど）</li> </ol>

## 埋蔵文化財 Q&A

問 6	埋蔵文化財の記録保存に要する費用はどかが負担するのですか。
答 6	事業者で負担することが原則となっています。
説明	埋蔵文化財は、「可能な限り現状で保存されることが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとして、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対してその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。」（平成10年9月29日付け文化庁次長通知）とされています。したがって、記録保存をすることとなった遺跡については、発掘調査を実施し、このための費用は事業者＝原因者が負担することになります。
問 7	発掘調査費にはどのようなものが含まれますか。
答 7	発掘作業に要する経費、出土文化財の整理等に要する経費、報告書作成費等です。
説明	<p>発掘調査の経費は基本的に次の3つに区分されます。</p> <p>①野外における発掘調査経費（機械器具の借損料、立入補償料等を含む。）</p> <p>②出土文化財の室内整理経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）</p> <p>③報告書作成に係る経費。</p> <p>これらの経費のすべてが発掘調査費用に含まれます。開発工事に伴う緊急発掘調査は、埋蔵文化財の現状での保存ができなくなった場合に、記録による保存を目的として実施しているものです。したがって、その調査成果となる報告書が刊行されてはじめて目的が達せられ、発掘調査が終了したといえます。</p>

※詳細については、埋蔵文化財センターまでお問い合わせ下さい。

電話 079-670-7330